

令和5年度

奈良市内部統制評価報告書審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 89 号
令和 6 年 11 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

令和 5 年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 150 条第 5 項の規定により審査に付された、
令和 5 年度奈良市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおりその意見書を
提出します。

令和5年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書

目 次

1	審 査 対 象	-----	1
2	審 査 期 間	-----	1
3	審査の着眼点	-----	1
4	審 査 方 法	-----	1
5	審 査 結 果	-----	1
6	備 考	-----	3

令和5年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査対象

令和5年度奈良市内部統制評価報告書

2 審査期間

令和6年10月15日から同年11月8日まで

3 審査の着眼点

監査委員による令和5年度奈良市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)の審査は、市長が作成した評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

4 審査方法

令和6年10月15日付けで提出された評価報告書及びその関係資料の査閲、照合等を行うとともに、関係職員への質問等を行う方法で審査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査結果

(1) 評価手続について

ア 全庁的な内部統制

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)の「(別紙1)地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に準拠して作成された「全庁的なリスク対応策の整備及び運用に係る評価項目」に従い、28項目の点検、評価が行われていた。

当該点検作業を行うに当たっては、根拠となる条例、規則、計画、指針等を確認し、その運用状況も見た上で評価されていたことから、その手続は相当であったと認められる。

イ 業務レベルの内部統制

全ての対象課が業務の自己点検を実施し作成したリスクマネジメント報告書の提出を受けて、「業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況に係る評価項目」に従い、37項目の点検、評価が行われていた。

また、本年度は、「リスクマネジメント報告書の自己点検の状況モニタリング」をテーマに内部統制評価部局(以下「評価部局」という。)による外部モニタリング調査を実施していた。抽出した14課のリスクマネジメントの運用状況を確認

認し、個別に各リスクに対する取組の評価が行われていたことから、その手続は相当であったと認められる。

(2) 重大な不備について

ア 重大な不備の判断について

本年度において報告された不備発生報告計 62 件のうち、「誤った議案による議会の議決」、「職員による金庫内現金の窃盗」及び「指定管理者の職員による現金の横領」の 3 件について、市の定める「内部統制の『重大な不備』の判断基準」（以下「判断基準」という。）に照らし、「市政に対する信用失墜の程度が甚だしいもの」として重大な不備に該当すると判断されている。

「誤った議案による議会の議決」事案については、入札担当課から関係する複数課への連絡が適切に行われず、また、各課の確認及び相互の確認が不十分であったため、誤った議案が議会に提出され、議決されてしまったものである。判断基準に照らすと、数量的な基準に該当するものではないものの、複数課に関連した業務の連携に不備があったもので、市全体で対応すべきものとして重大な不備に該当するとしている。

「職員による金庫内現金の窃盗」事案については、受給者から返還された現金約 30 万円を職員が窃盗したものである。判断基準に照らすと、額については数量的な基準に該当するものではないものの、その行為が管理職や他の職員の目を盗んで行ったものであり、窃盗という重大な法令違反があったことなどから、重大な不備に該当するとしている。

「指定管理者の職員による現金の横領」事案については、その行為が 7 年間にわたり行われ、指定管理者の現金約 620 万円（うち奈良市への返還額約 290 万円）を横領したものである。判断基準に照らすと、額については数量的な基準に該当するものではないものの、その横領行為が長期間にわたることなどから重大な不備に該当するとしている。

これらの事案はいずれも市政に対する信用失墜の程度が甚大であることから、重大な不備に当たるとした評価部局の判断は相当であったと認められる。

イ 重大な不備の是正状況について

「誤った議案による議会の議決」事案については、議案書の作成から調製という複数課にまたがる業務において、相互の連絡や確認が不十分であったことなどが原因とし、相互の連携を徹底することにより誤りの防止を行うほか、適正な事務を遂行するための組織横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、課題の抽出や情報交換を行うなどの対策を講じているとしている。

「職員による金庫内現金の窃盗」事案については、日中は職員が随時現金を出し入れできる状況であったこと、及び受給者別の現金封入袋の確認が月に一回で

あったことが原因とし、毎朝管理職を含めた3人で確認すること、及び受給者からの返還現金の処理状況については週に一回管理職と係長とで確認することとした上、金庫近くに防犯カメラを設置するといった再発防止策を講じたとしている。

「指定管理者の職員による現金の横領」事案については、会計事務担当者が会計責任者に信用されていることを利用していたこと、また、所管課では指定管理者から月次・年度の収支報告を入手し、収支の推移を把握していたものの、証憑確認までは実施していなかったことが原因としている。この不備については、事案が発覚したのが年度末であったことから、評価基準日までには是正されなかったが、評価報告書の報告日時点においては、所管課が指定管理者に対する実地調査を行うこと、管理体制の整備等の措置を講じたとしている。

これらの事案の是正状況については、提示された再発防止策が適切に実施されることを前提として相当であると認められる。

以上、(1)及び(2)のように、評価手続及び評価結果に係る記載については、審査した限りにおいて相当であったと認められる。

(3) 付言

今回の重大な不備事案に限らず、複数課にまたがって実施される事業等は少なからずあることから、組織横断的な業務連携は不可欠であり、また、現金を取り扱う部署及び外部委託等を行う部署においては今回のような不備が発生するリスクが存在し、不備が発生した際の市全体に与える影響が大きいことから、日頃から適切な対策を講じておくことが肝要であると考えます。

業務における不備発生については、対岸の火事ではなく他山の石とすべく全庁的な問題として捉え、今後同様の事案が繰り返されないよう市としての再発防止に取り組まれることを期待する。

なお、再発防止策については、現状の手法が最適最良かを適時検証し、必要に応じて見直すなど、取組が形骸化しないよう、また、一時的なものにならないよう持続可能で効果的な取組となるよう努められたい。

6 備考

以上のように、評価報告書を審査した結果、相当であったと判断したところであるが、より効果的で効率的な内部統制制度の運用に資するため、次のとおり意見を述べることにする。

(1) 内部統制制度に係る職員の意識向上について

本年度における不備発生報告件数が前年度の約2倍となったことについて、内部

統制推進部局（以下「推進部局」という。）では、不備発生自体が倍増したのではなく、各課において内部統制制度に対する認識が高まった結果、報告件数の増加につながったものであるとしており、その点において、これまでの取組の成果が表れたものと見てとれる。

しかしながら、どのような業務にもリスクは存在するものであり、リスクマネジメントの報告課数から見ても、潜在している不備事案が他にもあるのではないかと推察するところである。

職員が本制度の重要性を認識し、自らの問題として主体的に取り組むことができるよう研修等の取組を継続して実施するとともに、不備事案における事態の悪化、複雑化を防ぐためにも、不備が発生した際には適時適切に不備発生報告書が提出されるよう、職員の意識向上に努め、制度の更なる充実を図られたい。

(2) 重大な不備の候補選定について

本年度、重大な不備に当たると判断された3件は、評価部局が候補を選定し、内部統制推進委員会（以下「推進委員会」という。）に諮った上で決定されたものであるが、それら以外の不備発生事案については推進委員会での協議対象になっていないため、推進委員会において重大な不備であるか否かの判断がなされていないことになる。

重大な不備に当たる可能性のある候補について、不備発生事案全てを協議対象にするのではなく評価部局に一定の権限を持たせて選定作業を行う必要性は認めるものの、協議対象を絞り込む非常に重要な作業であるため、候補選定における精度向上に努められたい。

(3) 個人情報等の管理の強化について

昨今の社会情勢も踏まえ行政事務においても個人情報等の取扱いが重要な課題となっている。個人情報等の漏えいは、場合によっては市民の生命・財産に関わる事案に発展する可能性もあり、不備発生防止のための措置を講じることは、本市の重要な課題の一つである。については、個人情報等に係る職員の管理意識を醸成し、また、外部からの不正アクセス防止策を徹底するなど引き続き個人情報等の管理の強化に努められたい。

また、個人情報等の取扱いについては、リスクマネジメント報告書記入要領に「課特有リスク」として明記し管理するよう記載されており、推進部局において周知が図られているところである。このことから、各課の業務の特性に応じて「課特有リスク」として明記した上で、個人情報等を適正に管理されたい。

(4) DXの推進について

手作業による事務はミスが発生しやすく、また、複数人でのチェックなどミスを防ぐための人員を確保することが困難な状況であり、これらの対策を講じることが本市の重要な課題となっている。

一方、業務を効率的に行うためDXが推進されているところである。

これらを踏まえ、上記の課題を克服するため、AI等を活用した事務処理やチェック作業の自動化等により、手作業を原因とするミスの機会を可能な限り減らせるようDXの更なる推進を図るとともに、それらの技術について、内部統制上における不備発生の抑制に向けて有効に活用されたい。

